

市議会議員定数を削減しました

～ 次の議員改選から適用されます ～

20 ⇒ 18

みなさん、こんにちは。市議会議員の小川清美です。去る6月3日から24日まで、6月定例議会が開催され、当局から条例改正案・補正予算など9議案のほか、議員及び常任委員会から3議案、このほか諮問、報告6件や意見書などの案件について審議を行いました。このうち、「市議会の議員の定数を定める条例の一部改正」について4年ぶりの議論がかわされ、**現在の定数から、2減の18となることを可決しました。**(右参照)

可決された議案とその内容(抜粋)

一般会計補正予算

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 63,040千円

低所得のひとり親世帯及びその他低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給

○特定不妊治療助成事業費 10,000千円

特定不妊治療のうち、体外受精、顕微授精、男性不妊治療など保険適用になった治療を、令和4年4月1日以降に開始した方が対象で、治療開始から終了までの一連の治療を1回とし、1回に必要な自己負担分について助成。1回分の助成額は10万円または、自己負担額のいずれか低い方を上限。

○農業委員会情報収集等業務効率化支援事業 農業委員会農地利用最適化推進委員に活動で利用するためのタブレットを導入 470千円

○学校給食費無料化事業(学校給食費)

コロナ禍における物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減の支援策として、市内在住の小中学校児童生徒の給食費を9月から12月までの4ヶ月間無料とする。

事業に要する費用 103,266千円

▼議員定数削減(20人→18人)についての賛否
 賛成(12)⇒令和新政クラブ4人(全員)、市民クラブ3人(全員)、公明クラブ1人(議長は含まず。)新犬会2人(全員)、清風会1人(1/3)、無所属1人(1/2)
 反対(6)⇒日本共産党犬山市議団3人(全員)、清風会2人(2/3)、無所属1人(1/2)

▼議員定数に関する、私及び私が所属する会派(令和新政クラブ)の考え

- ① 現定数20のところ、現在1人欠員が生じているにも関わらず、ほぼこの4年間、問題なく議会運営が行われてきたことから、20という定数は有り得ない。
- ② 議員定数は住民基本台帳法に基づく改選1年前の住民数から算定する手法を検討中であり、市民4,000人に議員1人を提唱
 ※尚、こうした条例は全国に例がないことから、現在総務省に対し、市議事課及び愛知県を通じ、条例の可否について打診しています。
- ③ 4,000人の根拠は、現在の人口を現定数20で除した場合、約3,600であり、これより幾分厳しく、切りの良い数を採用しました。
 ※人口65,000～75,000人の市が全国に44あり、議員一人当たりの住民数では6番目に多い数です。(2021年8月時点データ参照)
- ④ 来年度の改選を見据えて、今年3月31日時点の人口を4,000で割って算定すると、「18.173」であり、四捨五入により『18人』よって、定数2減に賛同する

○未就学児給食費無料化事業

コロナ禍における物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減の支援策として、市内在住の保育園や幼稚園等に通う乳幼児の給食費を9月から12月までの4か月間無料とする。

事業に要する費用 33,598千円

水道事業会計補正予算

○上水道基本料金無料化事業

コロナ禍における物価高騰に直面する生活者・事業者の負担軽減の支援策として、水道

料金の基本料金を9月検針分から6か月間無料とする。

事業に要する費用 93,423千円

財産の取得について(水槽付消防ポンプ自動車)

○2,000リットルの水槽を搭載し、火災における消火活動を行うため、東海防衛支局の飛行場周辺消防施設設置助成を受けて導入



購入額 54,868,000円

犬山市議会委員会条例の一部改正

○新型コロナウイルスなどの蔓延や災害時にオンラインによる委員会の開催が可能となりました。

6月定例議会 私の一般質問

質問Q&A(簡略掲載)

件名1 市営住宅について

Q現在の現状は？

A4年4月現在、管理をしている市営住宅は7団地44戸、入居戸数は35戸で、老朽化が進行していますが、適宜修繕を行い日々の生活に支障が出ないように努めております。

Q整理統合等の更なる推進について

⑦空き家を対象として、修繕したうえで、転居していただいております。⑧旧小弓ヶ丘住宅にプレハブの住宅を建て、一定の条件のもと、転居していただいております。

A⑦集約化の対象となる空き住宅は非常に少ない状況で、1団地に集約するのは物理的に困難な状況であります。⑧プレハブ住宅であっても、家賃上昇は避けられないため、実現は困難であると考えています。

件名2 勝手橋について

Q設置者が不明で誰が管理しているかわからない橋のことを通称で勝手橋といい、その数は全国で一萬を超えるとの指摘がある。放置すると思わぬ事故の発生や崩落すれば、大雨時に災害の拡大につながりかねない。そこで、市内の管理者別の箇所数と勝手橋の実態について伺う。

A市内で県が管理している橋が95カ所、市が管理している橋が325カ所あります。勝手橋の実態

は把握していません。尚、県にも聞き取りを行ったところ現時点では確認できていない(調査していない)とのことでした。

Q今後の対応について伺う。

A勝手橋の有無は、河川の管理者として把握しておく必要があると考えます。市内の河川、準用河川、公共水路など相当な延長になりますので、市内全域を把握するために、調査方法の検討をしてまいります。

件名3 草刈り要望(土木要望)について

Q昔から地域で行われてきた地区奉仕活動は、年々縮小や減少している状況にあり、その分、道路や水路の草刈り要望が多くなっていると感じている。そこで、年間で、どれくらいの要望があるのか、年々増加傾向にあるのか。また、要望の実施率は、どれくらいか。

A昨年度の草刈り要望件数は、道路部分が30件、水路部分が29件です。実施率は、道路部分24件で80%、水路部分は19件で65%を実施しております。なお、草刈り要望は増加傾向となっております。

Qため池周りの草刈りのように、町内会などに有償委託する手法を取り入れたらどうか。

A道路や河川、排水路の草刈り業務は、その延長や面積など施行規模がため池に比べ比較にならないほど大きく、また、どこを対象とするかの線引きが難しいことや、道路上での作業による事故の恐れがあります。更に、アダプトプログラム制度に登録し、無償でボランティア活動していただいている方々とのバランスが取れなくなることが問題としてあります。従って現在は有償委託化よりも、アダプトプログラム制度を活用し、草刈り等の清掃活動をして頂いている方々への支援拡充として、従来からの活動に必要な消耗品の支給に加え、新たに市販の草刈り機用燃料缶についても支給対象とするよう検討を進めています。

これまでの一般質問や答弁については、ホームページからご覧いただけます。なお、市政について判らないことや困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

